

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 公印を新調しその使用を開始する件 三三
 - 公印を改刻しその使用を開始する件 三三
 - 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件 三六
 - 国土調査として指定した件 三七
 - 土地改良区の定款の変更を認可した件 三七
 - 土地改良法により換地処分をした件二件 三六
 - 土地収用法により事業の認定をした件 三六
 - 道路の区域を変更する件二件 三九
 - 道路の供用を開始する件五件 三九
 - 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件三件 三三
 - 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 三三
- 公 告**
- 浸水想定区域を指定した件 三三
 - 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三三
 - 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件 三三

告 示

福島県告示第二百六号

公印を次のように新調し、令和八年四月一日その使用を開始する。
令和八年三月二十七日

職印

福島県知事 内堀雅雄

番号	公印の名称	印影	公印管理者
23	福島県現金出納員印（福島県立いわき商業情報高等学校用）		福島県立いわき商業情報高等学校の福島県現金出納員
	福島県現金出納員印（福島県立みなみあいつ支援学校用）		福島県立みなみあいつ支援学校の福島県現金出納員
	福島県現金出納員印（福島県立あぶくま柏鵬高等学校用）		福島県立あぶくま柏鵬高等学校の福島県現金出納員

（文書法務課）

福島県告示第二百七号

公印を次のように改刻し、令和八年三月三十一日その使用を開始する。
令和八年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

職印

16の3	番号	福島県会計管理者印 (支 払用)	公印の名称
	印影	出納局出納総務課長	公印管理者

(文書法務課)

福島県告示第二百八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和八年三月二十七日から同年七月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ヨークベニマル白河昭和町店 福島県白河市昭和町二百三十一
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 ヲークベニマル
代表者の氏名 代表取締役 大高 耕一路
住所 福島県郡山市谷島町五番四十二号
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社ヨークベニマル
代表者の氏名 代表取締役 大高 耕一路
住所 福島県郡山市谷島町五番四十二号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
令和八年十一月十二日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千六百五十九平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数

- (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 百二台
 - 2 駐車場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 二十六台
 - 3 荷さばき施設的位置及び面積
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 面積 三百四十四・二平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 容量 十二立方メートル
 - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後十一時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十一時三十分まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(一) 数 五箇所
(二) 位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
 - 七 届出年月日
令和八年三月十一日
- (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第二百九号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定により、国土調査として令和八年三月二十七日次のとおり指定した。

令和八年三月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 調査を行う者の名称
会津若松市
 - 二 調査地域
会津若松市東山町大字湯本第二地区
 - 三 調査期間
令和八年四月十日から令和九年三月三十一日まで
- (農村計画課)

福島県告示第二百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、南相馬土地改良区から令和八年一月三十日付けで申請のあった定款の変更について、同年三月十九日認可した。

令和八年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄
（農村計画課）

福島県告示第二百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和八年三月十六日小高東部地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

令和八年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄
（農村基盤整備課）

福島県告示第二百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和八年三月十六日栃窪地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

令和八年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄
（農村基盤整備課）

福島県告示第二百十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 起業者の名称
学校法人ザベリオ学園
 - 二 事業の種類
会津若松ザベリオ学園駐車場敷地保全事業
 - 三 収用又は使用の別を明らかにした起業地
収用の部分 会津若松市西栄町地内
使用の部分 なし
 - 四 事業の認定をした理由
申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
- 1 法第二十条第一号の要件への適合性

会津若松ザベリオ学園駐車場敷地保全事業（以下「本件事業」という。）は、法第二十一条に掲げる学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性
起業者は、理事会の決定に基づき本件事業を行うこととし、また、既に必要な予算措置を講じており、事業遂行の十分な意思と能力がある者と認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性
（一）得られる公共の利益

起業者は、会津若松ザベリオ学園の敷地内に三箇所の駐車場を保有しているが、教職員による利用のほか、こども園への通園や学校行事等に伴う利用もあり、駐車スペースが不足している状況にある。このため、隣接する私有地の一部を借地して駐車スペースとして利用しているものの、依然として十分な駐車スペースの確保には至っていない。

また、会津若松ザベリオ学園は会津若松市の避難所（洪水・土砂災害・地震）として指定されており、地域住民に危険が予想される場合や被災者の生活の場が失われた際に果たす役割も期待されているところであるが、前記のとおり駐車スペースは常時教職員や保護者等に使用されており、非常時に駐車可能な場所がなく、指定避難所としての役割を十分に果たすことができる状況にないことが課題となっている。

本件事業においては、現在借地している部分を含め一体として駐車場用地を取得することにより、不足している駐車場面積を確保し、学園駐車場の安定的かつ継続的な運営が期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、大きいと認められる。

（二）失われる利益

本件事業の起業地及び周辺地域に生息する希少野生動物植物について、起業者が令和八年一月に福島県生活環境部自然保護課に確認したところ、ふくしまレッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類に該当するアオバズク、オオタカのほか、絶滅危惧ⅠA類に該当するサンショウモ、準絶滅危惧に該当するツルアブラガヤの情報がああるものの、起業地については生息環境区域外であり、これらに与える影響は小さいと考えられるとの回答を得ている。

また、本件事業起業地内の埋蔵文化財の有無について、起業者が令和八年一月に会津若松市教育委員会に確認したところ、周知の埋蔵文化財包蔵地として、若松城郭内武家屋敷跡に該当するとの回答を得ているが、本件事業は工事を伴わないことから埋蔵文化財への影響は小さいと考えられる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業における起業地（以下「本起業地」という。）の面積は、事業を施行するために必要かつ最小限の土地であると認められる。

また、起業地の選定は、三箇所の候補地を比較検討した結果、事業に必要な面積が確保され、渋滞発生等による周辺地域の交通へ与えるリスクが小さい、経済的合理性に優れるなどの観点から、申請案が最適であるとして決定されている。したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

会津若松ザベリオ学園では、従来から駐車スペースが不足している状況にあり、特に令和六年度当初からはこども園のスクールバスが廃止され、通園が全て保護者の送迎になったことから来校者用駐車場の早期確保の要望が寄せられているところである。

また、現在は起業地の一部を借地しているが、永続的な利用が保証されており、将来的に相続等により土地の権利が現所有者から移転した場合には利用ができなくなるおそれがある。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本起業地の範囲は、本件事業計画に必要な範囲と認められる。

また、本起業地は、全て本件事業の用に恒久的に供されるため、収用又は使用の別を収用としたことについても合理的であると認められる。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。法第二十六条の第二二項の規定による図面の縦覧場所

会津若松市総務課

(土木総務課用地室)

福島県告示第二百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第二百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道高陵田島線	南会津郡下郷町大字中妻字家ノ上六七三番一 地先から 同 郡同 町大字中妻字芦見四九番地先まで	変更前 変更後	A 九・〇〇 B 一〇・八〇 二一・五〇	三〇四・八 三二四・六 三二四・六

(道路計画課)

福島県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

令和八年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道大野停車場大川原線	双葉郡大熊町大字下野上字大野四一五番一 地先から 同 郡同 町大字下野上字清水四二二番三 地先まで	変更前 変更後	一〇・〇〇 四四・〇〇 一〇・〇〇 四四・一〇	一、六四三・六 一、六四三・六

(道路計画課)

福島県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	一般国道二八八号	供 用 開 始 の 区 間	田村市船引町船引字花木内七一番 一地从先から 同 市常葉町西向字米粉原一九番 一八地先まで	供 用 開 始 の 期 日	令和八年三月二八日
-------	----------	---------------	--	---------------	-----------

(道路計画課)

福島県告示第二百十七号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	県道須賀川二本松線	供 用 開 始 の 区 間	郡山市富久山町福原字西原五番七 地先から 同 市富久山町福原字西原一四番 二地先まで	供 用 開 始 の 期 日	令和八年三月二七日
-------	-----------	---------------	---	---------------	-----------

(道路計画課)

福島県告示第二百十八号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
-------	---------------	---------------

県道高陵田島線

南会津郡下郷町大字中妻字家ノ上
六七三番一地从先から
同 郡同 町大字中妻字芦見四
九番地先まで

令和八年三月二七日

(道路計画課)

福島県告示第二百十九号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	県道大野停車場大川原線	供 用 開 始 の 区 間	双葉郡大熊町大字下野上字大野四 一五番一地从先から 同 郡同 町大字下野上字清水四 二二番三地从先まで	供 用 開 始 の 期 日	令和八年三月三〇日
-------	-------------	---------------	--	---------------	-----------

(道路計画課)

福島県告示第二百二十号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	県道夫沢大野停車場線	供 用 開 始 の 区 間	双葉郡大熊町大字下野上字鮎沢一 二〇番一地从先から 同 郡同 町大字下野上字大野四 一五番一地从先まで	供 用 開 始 の 期 日	令和八年三月三〇日
-------	------------	---------------	--	---------------	-----------

(道路計画課)

福島県告示第二百一十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和八年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 いわき市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
いわき都市計画公園事業 七・五・五号 勿来の関公園
- 三 事業認可の年月日 平成十三年六月二十九日
- 四 事業施行期間
（変更前）平成十三年六月二十九日から令和八年三月三十一日まで
（変更後）平成十三年六月二十九日から令和十三年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

（まちづくり推進課）

福島県告示第二百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和八年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 会津美里町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
会津高田都市計画下水道事業（会津美里町公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 平成九年七月四日
- 四 事業施行期間
（変更前）平成九年七月四日から令和八年三月三十一日まで
（変更後）平成九年七月四日から令和十年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

（下水道課）

福島県告示第二百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和八年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 会津美里町

二 都市計画事業の種類及び名称

- 一 会津都市計画下水道事業（会津美里町公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 平成九年七月四日
- 四 事業施行期間
（変更前）平成九年七月四日から令和八年三月三十一日まで
（変更後）平成九年七月四日から令和十年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

（下水道課）

福島県告示第二百二十四号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和八年二月九日次のとおり指定した。
令和八年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばき所の名称及び所在地
- 福島県猟友会 河沼郡会津坂下町 令和八年二月九日から 福島県猟友会河沼支
- 両沼支部 支 大字沼越字村東三 令和一二年九月三〇日まで 部
- 部長 芥川 〇三番地 河沼郡会津坂下町大
- 克己 字沼越字村東三〇三番地（加藤勝方）
- （出納総務課）

公 告

公告第七十五号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、黄金川、高橋川、真名子川、阿由里川、矢祭川、小田川、中川、大内沢川、渡瀬川、那倉川、宮川、小山田川、大草川、大竹川、白子川、鮫川及び内ヶ竜川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県南建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。
令和八年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

（河川整備課）

公告第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、会津美里町から会津都市計画地区計画（北川原地区計画）の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第七十七号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十七号）第四条及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）第二百七十四条の二第四項の規定により、令和八年度において福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を次のとおり公示する。

なお、福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（令和七年福島県告示第百八十五号）に基づいて入札参加資格を有すると認定されている者は、この公告による当該資格の審査の申請は要しない。

令和八年三月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

第一 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項に規定する資格（以下単に「資格」という。）は、次に掲げるものとする。

一 法令の規定により営業に關し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けている者であること。

二 資格の審査の申請時において、県税を滞納していない者であること。

三 資格の審査の申請時において、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。

四 資格の審査の申請をする日の属する営業年度の前営業年度において、業としての物品の販売又は修繕の実績のある者であること。

第二 資格及びその有効期間
資格は、申請書及びその添付書類により審査の上知事が認定するものとし、当該資格の有効期間は、資格が認定された日から令和十一年三月三十一日までとする。

第三 資格の喪失

資格の認定を受けた者は、第一の第一号に該当しなくなったときは、当該資格を失うものとする。

第四 資格の審査の申請方法

資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書に財務諸表その他知事が別に定める書類を添えて提出する方法又は知事が別に定める電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により、知事に当該資格の審査に係る申請をしなければならない。

第五 資格の審査の申請時期

福島県の休日を除き、随時に受け付ける。

第六 申請書の提出先

資格の審査の申請書等は、次の表に掲げる提出先のうち最寄りの提出先（県内に営業所等のない者にあつては、福島県出納局入札用度課）に提出すること。

提出先	郵便番号及び住所	電話番号
福島県出納局入札用度課	九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番一六号	〇二四―五二二―七四一三
福島県中地方振興局出納室	九六三―八五四〇 福島県郡山市麓山一丁目一番一号	〇二四―九三五―一四七八
福島県南地方振興局出納室	九六一―〇九七一 福島県白河市昭和町二六九番地	〇二四―八―一三―一六五四
福島県会津地方振興局出納室	九六五―八五〇―一 福島県会津若松市追手町七番五号	〇二四―二二九―五四七四
福島県南会津地方振興局出納室	九六七―〇〇〇四 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋中四二七七番地一	〇二四―一六二―五三五四
福島県相双地方振興局出納室	九七五―〇〇三一 福島県南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	〇二四―四―二六―一三〇三
福島県いわき地方振興局出納室	九七〇―一八〇二六 福島県いわき市平字梅本一五番地	〇二四―六―二四―六〇四三

第七 変更の届出

資格の審査又は認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その内容を知事が別に定める用紙の提出又は知事が別に定める電子情報処理組織の使用により知事に届け出なければならぬ。

- 一 商号又は名称
 - 二 代表者の職氏名
 - 三 住所又は主たる事務所の所在地
 - 四 その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項
- 第八 この公告に関する問合せ先
福島県出納局入札用度課

(入札用度課)